

会 議 案 第 1 号

大津市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び大津市議会委員会条例（平成26年条例第3号）第21条の規定により、次のとおり提出します。

令和3年5月19日

大津市議会議長

八 田 憲 児 様

提 出 者 議会運営委員会委員長

桐 田 真 人

大津市議会委員会条例の一部を改正する条例

大津市議会委員会条例（平成26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(委員の選任)</p> <p>第5条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長の指名により<u>会議</u>に諮って選任する。ただし、閉会中においては、議長の指名により選任する。</p> <p>2 議長は、常任委員の申出があるときは、<u>会議</u>に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。</p> <p>3 一略一</p> <p>(定足数)</p> <p>第13条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ委員会の会議（以下「会議」という。）を開くことができない。ただし、第40条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。</p> <p>(<u>会議中の委員会の禁止</u>)</p> <p>第14条 一略一</p>	<p>(委員の選任)</p> <p>第5条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長の指名により<u>議会の会議</u>に諮って選任する。ただし、閉会中においては、議長の指名により選任する。</p> <p>2 議長は、常任委員の申出があるときは、<u>議会の会議</u>に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。</p> <p>3 一略一</p> <p>(定足数)</p> <p>第13条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ委員会の会議（<u>次条を除き、以下「会議」という。</u>）を開くことができない。ただし、第40条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。</p> <p>(<u>議会の会議中の委員会の禁止</u>)</p> <p>第14条 一略一</p> <p>(<u>会議の開催方法の特例</u>)</p> <p><u>第14条の2 委員長は、特に必要があると認めるときは、第42条第1項の規定により秘密会を開催する場合を除き、次項で定めるところにより、各委員が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）により会議を開催することができる。</u></p>

2 委員長は、オンライン会議システムにより会議を開催するときは、各委員の意見を聴いて、当該会議に必要な装置が設置された場所であって委員長が相当と認める場所を、委員ごとに指定して行うものとする。

(出席の特例)

第14条の3 委員は、公務、災害、負傷、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産の補助、忌引その他のやむを得ない事由により委員会の開会場所へ参集することが困難であると認められる場合において、オンライン会議システムにより会議に参加することを希望するときは、第42条第1項の規定により秘密会を開催する場合を除き、委員長の許可を得て、オンライン会議システムにより会議に参加することができる。

2 委員長は、前項の許可をするときは、当該許可を求める委員の意見を聴いて、当該会議に必要な装置が設置された場所であって委員長が相当と認める場所を指定して行うものとする。

(委員外議員の発言等)

第26条 一略一

2～4 一略一

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員でない議員にオンライン会議システムにより会議に参加させることができる。

6 第14条の2第2項の規定は、前項の規定により委員長が委員でない議員にオンライン会議システムにより会議に参加させる場合について準用する。

(不在委員)

第31条 表決宣告の際、委員会室又は委員長が定める場所（以下「委員会室等」という。）にいない委員は、表決に加わる

(委員外議員の発言等)

第26条 一略一

2～4 一略一

(不在委員)

第31条 表決宣告の際、委員会室又は委員長が定める場所（以下「委員会室等」という。）にいない委員は、表決に加わる

ことができない。

(紹介議員等の委員会出席)

第35条 一略一

(証人出頭又は記録提出の要求)

第37条 一略一

(委員会の公開等)

第41条 一略一

2 一略一

(議事妨害の禁止)

第45条 委員会室等に入る者は、携帯品により会議を妨げ、又は会議中は不必要

ことができない。委員がオンライン会議システムにより会議に参加する場合において、表決宣告の際に現にオンライン会議システムにより会議に参加していないと認められるときも、同様とする。

(紹介議員等の委員会出席)

第35条 一略一

2 委員長は、必要があると認めるときは、紹介議員又は請願者にオンライン会議システムにより会議に参加させることができる。

3 第14条の2第2項の規定は、前項の規定により委員長が紹介議員又は請願者にオンライン会議システムにより会議に参加させる場合について準用する。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第37条 一略一

2 委員長は、必要があると認めるときは、前項の証人にオンライン会議システムにより会議に参加させることができる。

3 第14条の2第2項の規定は、前項の規定により委員長が証人にオンライン会議システムにより会議に参加させる場合について準用する。

(委員会の公開等)

第41条 一略一

2 第14条の2第1項の規定によりオンライン会議システムにより会議を開催する場合において、会議の傍聴を認めることが困難であると認められるときは、その映像と音声をインターネットを利用して会議と同時に配信することをもって前項の規定による公開に代えるものとする。

3 一略一

(議事妨害の禁止)

第45条 委員会室等に入る者は、携帯品等により会議を妨げ、又は会議中は不必

な発言をし、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(秩序保持に関する措置等)

第46条 一略一

2 委員長は、委員が前項の規定による命令に従わないときは、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3及び4 一略一

(公述人の発言)

第50条 一略一

2 一略一

3 委員長は、公述人の発言が前項の範囲を超えるとき又は公述人に不穏当な言動があるときは、公述人の発言を制止し、又は公述人を退席させることができる。

要な発言をし、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(秩序保持に関する措置等)

第46条 一略一

2 委員長は、委員が前項の規定による命令に従わないときは、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させ、若しくはオンライン会議システムへの接続を解除することができる。

3及び4 一略一

(公述人の発言等)

第50条 一略一

2 一略一

3 委員長は、必要があると認めるときは、公述人にオンライン会議システムにより会議に参加させることができる。

4 第14条の2第2項の規定は、前項の規定により委員長が公述人にオンライン会議システムにより会議に参加させる場合について準用する。

5 委員長は、公述人の発言が第2項の範囲を超えるとき又は公述人に不穏当な言動があるときは、公述人の発言を制止し、又は公述人を退席させ、若しくはオンライン会議システムへの接続を解除することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

オンライン会議システムによる委員会の会議の開催等を可能とするため、所要の改正を行うもの